

株 主 各 位

群馬県前橋市本町二丁目12番6号

株式会社 東和銀行

代表取締役頭取 吉 永 國 光

第114回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当行第114回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、令和元年6月25日（火曜日）午後5時40分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。 敬 具

記

- | | |
|------------|---|
| 1. 日 時 | 令和元年6月26日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 前橋市本町二丁目12番6号 当行本店2階大会議室 |
| 3. 目 的 事 項 | |
| 報告事項 | 1. 第114期（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第114期（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件 |

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

4. 議決権行使等についてのご案内

- (1) 株主総会にご出席願えない場合、当行の議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「個別注記表」及び「連結注記表」につきましては、法令及び当行定款第15条の定めにより、インターネット上の当行ウェブサイト(<http://www.towabank.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類及び連結計算書類には、本招集ご通知添付書類記載のもののほか、この「個別注記表」及び「連結注記表」も含まれております。
- (3) 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当行ウェブサイト(<http://www.towabank.co.jp>)に掲載させていただきますのでご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

第114期 (平成30年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

(企業集団の主要な事業内容)

当行グループは、当行と子会社及び子法人等3社により構成されており、銀行業務を中心にリース業務等の金融サービスの提供やその他業務（信用保証業務、クレジットカード業務）を営んでおります。

(金融経済環境)

平成30年度のわが国経済は、4－12月期に天候不順や自然災害等による景気下押し要因があったものの、雇用・所得環境の改善を背景とした個人消費の持ち直しや好調な企業業績に支えられた設備投資需要が下支えとなり、緩やかな回復基調を維持しました。ただし、1－3月期には、米中貿易摩擦による輸出環境の悪化や国内需要の低迷により、回復基調の足取りが弱まりました。

また、金融を取り巻く環境は、「マイナス金利」及び「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」が継続されており、極めて緩和的な状況が続いています。

(企業集団の事業の経過及び成果)

当行は、お客様の「本業支援」「経営改善・事業再生支援」「資産形成支援」に取り組む「TOWAお客様応援活動」の実践により、お客様の企業価値の向上と当行の収益力の向上を図る「共通価値の創造」に取り組むことで、お客様と当行の双方で持続可能性のある発展を目指してまいりました。

これは、SDGs (Sustainable Development Goals) そのものであり、「お客様と当行のSDGs（持続可能な発展目標 注1）の推進」を通じて、SDGsの達成に取り組んでまいりました。

また、この様な取り組みを継続してきた結果、経営強化計画の着実な遂行による収益力強化が図れ、利益剰余金の積み上げができたことから、平成30年5月11日に公的資金350億円のうち200億円を返済いたしました。

注1：当行はお客様と当行の持続的な発展を目指す観点から「持続可能な発展目標」としております。

当連結会計期間の主な項目の実績は以下のとおりです。

< 預金・預かり資産 >

預金は、前年度末比81億円増加の1兆9,574億円となりました。

投資信託288億円、生命保険117億円、公共債2億円の販売・募集を行いました。

< 貸出金 >

貸出金は、前年度末比268億円増加の1兆4,340億円となりました。また、事業性貸出先数は、前年度末比574先増加の16,327先となりました。

< TOWAお客様応援活動 >

当行のビジネスモデルの中核である「TOWAお客様応援活動」は、お客様の売上増加や経営課題の解決を図る「本業支援」「経営改善・事業再生支援」及びお客様の長期的な家計資産の増大を図る「資産形成支援」の3本柱から成っております。

特にお客様の本業支援にあたっては、ESG（Environment:環境、Social:社会、

Governance:ガバナンス)に着眼した財務面と本業面の支援に取り組むとともに、平成30年12月には、地域経済・社会の持続的な発展に貢献する企業への円滑な資金供給手段として、「東和SDGs私募債」の取扱いを開始し9件1,470百万円を受託いたしました。なお、具体的な取り組み内容は以下の通りです。

本業支援では、ビジネスマッチングや各種補助金申請支援、地元大学との共同開発研究支援、大手企業との川上・川下マッチング事業の開催、大手工業系・大手食品系バイヤーとの個別商談会を実施し、また、国際協力機構(JICA)、国際協力銀行(JBIC)など58ヶ国38機関との海外ネットワークを活用した海外進出支援、事業承継支援などに取り組んでまいりました。

経営改善支援では、経営改善計画の策定支援や経営指導などコンサルティング機能の発揮に努め、外部専門機関の知見やサポート機能の活用を積極的に行うとともに、取引先企業の経営状況に応じて、より適切な事業性の評価に基づいた、実効性のある抜本的な事業再生支援にも取り組んでまいりました。

資産形成支援では、人生100年時代の資産形成支援を行っていくため、地域金融機関の投信営業に精通した運用助言会社と提携し、低リスク低リターン商品の提供を主とするお客様本位の新しい投信営業スタイル獲得を目指すことと致しました。これに向け、プロジェクトチームを立ち上げ、本店営業部のお客様に試行的マーケティングを行ってまいりました。

＜地元大学との連携＞

当行は、共同開発研究支援やビジネス交流会の共催の他、地域における人材育成の一環として、群馬大学と高崎経済大学、放送大学において、頭取をはじめとする役職員が、地域金融機関の社会的役割等について、講義を行ってまいりました。大学での講義については、30年度においても群馬大学では2月に4日間の講義を開講、高崎経済大学では4月から1月まで30日間の講義を開講いたしました。また放送大学では7月に2日間の面接授業を開講いたしました。

共同開発研究支援については、群馬大学との共同開発研究が提案数13社、うち研究開始先が2社、前橋工科大学との共同開発研究は提案数3社となり取引先企業に対する大学との共同開発支援の積極的な取り組みをいたしました。

平成30年度中における支援活動実績は以下のとおりです。

お客様応援活動の取り組み状況

ビジネスマッチング	商談2,878件、取引成立324件
新現役交流会	面談17社、成約17社18名
群馬大学との共同開発研究	提案13社、研究開始2社
前橋工科大学との共同開発研究	提案3社
海外進出	政府系金融機関や業務提携機関等への個別紹介実績86社 国際協力銀行(JBIC)との協調融資による取り組み 1件
工業系・食品系バイヤーとの商談	商談245社、成立5社
経営相談会の開催	67店舗、125社

経営改善・事業再生支援

中小企業再生支援協議会との連携	10社
経営改善支援センターとの連携	16社

保証協会経営サポート会議の活用	29 社
外部専門家（コンサルタント等）との連携	60 社

地元大学での講義

大学名	講義内容	受講者数(延べ人数)	
群馬大学	地域経済の発展とリレーションシップバンキング 家計の資産形成と地域金融機関 女性の職場としての地域金融機関 他	平成30年度	128名
高崎経済大学	日本の財政・金融政策・世界経済の潮流 リレーションシップバンキングの現場(お客様応援活動) 地域社会と金融機関・家計の資産形成と地域金融機関 少子高齢化と地域金融機関・成長戦略と地域金融機関他	平成30年度	3,570名
放送大学	中小企業と地域金融機関 地域金融機関の国際業務他	平成30年度	94名

北関東地域銀行 3 行による取り組み状況

開催日	交流会名	参加 企業数	当行	栃木 銀行	筑波 銀行
平成30年5月30日	とちぎんビジネス交流商談会2018	80	10	60	10
平成30年10月11日	2018筑波銀行ビジネス交流商談会	206	15	13	178
平成30年11月20日	第15回東和新生会ビジネス交流会	201	181	10	10

＜損益状況＞

当連結会計年度の経常利益は59億円、親会社株主に帰属する当期純利益は47億円となりました。なお、単体コア業務純益は75億円を計上し、経常利益は64億円、当期純利益は53億円となりました。

＜金融再生法開示債権比率＞（単体）

金融再生法開示債権比率は、前年度末比0.50ポイント改善し、2.32%となりました。

＜自己資本比率＞

連結自己資本比率は、公的資金200億円を返済したことから、前年度末比2.08ポイント低下し9.69%となりました。

（企業集団の対処すべき課題）

本年度は、「TOWAお客様応援活動」を中核とするビジネスモデルの持続可能性を一層高めるため、SDGsやESGに着眼した本業支援、経営改善・事業再生支援の徹底・強化に取り組むとともに、資産形成支援については、預金以外の運用商品として、投信、保険、公共債に加え、金融商品を仲介することでお客様に選択肢を提供してまいりましたが、お客様のライフサイクル、お好みに適合した形で金融資産を増やすお手伝いを通じて、預り資産残高を大きく伸ばすことを目指してまいります。

また、店舗体制の見直しや業務改革（BPR）を進め、効率的な業務運営態勢の構築を図るとともに、従業員の活躍促進と満足度向上に取り組んでまいります。

こうした取り組みにより、地域経済・地域社会の持続的な発展に寄与するとともに、当行自身も持続的に発展することで、SDGsの達成に貢献してまいります。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
連結経常収益	411	435	483	372
連結経常利益	106	107	155	59
親会社株主に帰属する当期純利益	81	85	113	47
連結包括利益	111	50	67	36
連結純資産額	1,475	1,513	1,565	1,359
連結総資産	21,660	22,521	23,313	23,030

(注) 記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。

ロ. 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
預 金	18,643	19,184	19,528	19,602
定期性預金	10,598	10,682	10,553	10,225
その他	8,044	8,501	8,974	9,376
貸 出 金	13,558	13,859	14,107	14,365
個人向け	3,581	3,528	3,496	3,487
中小企業向け	7,313	7,517	7,478	7,586
その他	2,662	2,813	3,134	3,291
商品有価証券	0	0	0	0
有 価 証 券	6,020	5,950	5,899	6,368
国 債	1,594	1,305	1,131	1,051
その他	4,425	4,644	4,768	5,317
総 資 産	21,633	22,489	23,273	22,973
内国為替取扱高	76,063	74,987	78,060	79,228
外国為替取扱高	百万ドル 640	百万ドル 747	百万ドル 858	百万ドル 800
経 常 利 益	百万円 10,543	百万円 10,496	百万円 15,197	百万円 6,498
当 期 純 利 益	百万円 8,107	百万円 8,357	百万円 11,075	百万円 5,393
1株当たり当期純利益	円 銭 20 66	円 銭 214 17	円 銭 288 18	円 銭 140 92

(注) 1. 記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の普通株式の平均発行済株式数（自己株式を控除した株式数）で除して算出しております。

3. 平成29年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たりの当期純利益は、平成28年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

イ. 企業集団の状況

	当 年 度 末			前 年 度 末		
	銀 行 業	リース業	その他事業	銀 行 業	リース業	その他事業
使用人数	1,469人	12人	10人	1,518人	11人	13人

(注) 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

2. 使用人数は、就業者ベースで記載しております。

ロ. 当行の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	1,469人	1,518人
平 均 年 齢	39年4月	39年0月
平 均 勤 続 年 数	16年1月	15年9月
平 均 給 与 月 額	381千円	376千円

(注) 1. 使用人数には、受入出向者を含み、出向者、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

2. 使用人数は就業者ベースで記載しております。

3. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

4. 平均給与月額は、3月中の税込み平均給与月額であり、賞与は含まれておりません。

また、受入出向者に対する給与等を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業

(イ) 営業所数の推移

	主 要 な 営 業 所 等
群 馬 県	本店営業部、太田支店、高崎支店、ほか38店（前年度末同）
埼 玉 県	東松山支店、川越支店、所沢支店、ほか39店（前年度末同）
東 京 都	東京支店、ほか7店（前年度末同）
栃 木 県	足利支店、ほか2店（前年度末同）

(注) 1. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を94ヵ所（前年度末102ヵ所）設置しております。

2. 群馬県の営業所数の中にインターネット支店（1ヵ店）及び振込専用支店（2ヵ店）を含んでおります。

(ロ) 当年度新設営業所

該当事項はございません。

ロ. リース業

会 社 名	主 要 な 営 業 所 等
東和銀リース株式会社	本社（群馬県前橋市）、首都圏営業部（埼玉県上尾市）

ハ. その他事業

会 社 名	主 要 な 営 業 所 等
東和信用保証株式会社	本社（群馬県前橋市）
東和カード株式会社	本社（群馬県前橋市）

（５）企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

（単位：百万円）

事業セグメント	金 額
銀 行 業	1,761
リ ー ス 業	12
そ の 他 事 業	0
合 計	1,773

（注）記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

（単位：百万円）

事業セグメント	内 容	金 額
銀 行 業	オープン出納システム	238
	ATM	81

（注）記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。

（６）重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はございません。

ロ. 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
東和信用保証 株 式 会 社	前橋市本町二丁 目14番8号	信用保証業務	平成9年 8月4日	百万円 495	% 100.00	—
東和カード 株 式 会 社	前橋市本町二丁 目14番8号	クレジットカード 業務	平成元年 8月9日	百万円 50	% 41.17	—
東和銀リース 株 式 会 社	前橋市本町二丁 目14番8号	リース業務	昭和49年 3月15日	百万円 100	% 38.00	—

（注） 1. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 連結対象の子会社及び子法人等は3社であります。

重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀40行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀40行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫260金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合142組合（全信組連を含む）、系統

農協・信漁連693（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。

3. 第二地銀協地銀40行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行等との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し、現金自動入金、残高照会のサービスを行っております。
6. 株式会社筑波銀行及び株式会社栃木銀行と地域経済活性化に向けた「広域連携協定」を締結し、地域の魅力を高め、産業の育成や雇用の創出による地域経済の活性化に資する活動を行っております。

（7）事業譲渡等の状況

特に記すべき事項はございません。

（8）その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記すべき事項はございません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

（1）会社役員の状況

平成31年3月31日現在

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
吉 永 國 光	代表取締役頭取執行役員	—	—
大 澤 清 美	代表取締役副頭取執行役員 人事総務部、職員研修所、コンプライアンス統括部、監査部、証券業務(内部管理統括責任者)	—	—
江 原 洋	取締役専務執行役員 総合企画部、東和銀行経済研究所、審査部、審査管理部	東和信用保証株式会社 取締役 東和カード株式会社 取締役 東和銀リース株式会社 取締役	—
櫻 井 裕 之	取締役専務執行役員 リレーションシップバンキング推進部、リレーションシップバンキング戦略部、お客様資産形成部	東和信用保証株式会社 取締役	—
紺 正 行	取締役（社外取締役）	阿久澤・紺法律事務所 弁護士	—
稲 葉 喜 子	取締役（社外取締役）	株式会社はやぶさコンサルティング 代表取締役 株式会社東京国際会計 代表取締役 はやぶさ監査法人 代表社員 税理士法人はやぶさ会計 社員 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 社外監査役 公認会計士	—

加 辺 秀 雄	常勤監査役	—	—
関 根 正 裕	常勤監査役	—	—
安 藤 震太郎	監査役（社外監査役）	株式会社安藤 相談役	—
加 藤 真 一	監査役（社外監査役）	株式会社加藤会計事務所 代表取締役 税理士法人加藤会計事務所 代表社員 カネコ種苗株式会社 社外監査役 公認会計士	—

- （注） 1. 平成30年6月26日開催の第113期定時株主総会における就任
再任 取締役 吉永國光、大澤清美、江原洋、櫻井裕之、紺正行（非常勤、社外取締役）、稲葉喜子（非常勤、社外取締役）
再任 監査役 加藤真一（非常勤、社外監査役）
2. 取締役紺正行氏及び稲葉喜子氏、監査役安藤震太郎氏及び加藤真一氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
3. 監査役加藤真一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

（２）会社役員に対する報酬等

区 分	支給人数（名）	報 酬 等（百万円）
取 締 役	6	121（20）
監 査 役	4	45
計	10	166（20）

- （注） 1. 記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。
2. 報酬以外の金額を（ ）に内書しております。
3. 取締役の報酬等には、当事業年度において費用計上した株式報酬型ストック・オプションによる報酬額20百万円を含んでおります。
4. 役員に対する定款または株主総会で定められた報酬限度額は、以下のとおりであります。
取締役 報酬月額 25百万円以内（昭和63年6月29日株主総会決議）
監査役 報酬月額 8百万円以内（平成6年6月29日株主総会決議）
取締役（社外取締役を除く）株式報酬型ストック・オプション年額 60百万円以内
（平成22年6月29日株主総会決議）

（３）責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
紺 正行	当行は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
稲葉 喜子	
安藤震太郎	
加藤 真一	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
紺 正 行 (取締役)	阿久澤・紺法律事務所 弁護士
稲 葉 喜 子 (取締役)	株式会社はやぶさコンサルティング 代表取締役 株式会社東京国際会計 代表取締役 はやぶさ監査法人 代表社員 税理士法人はやぶさ会計 社員 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ 社外監査役 公認会計士
安 藤 震太郎 (監査役)	株式会社安藤 相談役
加 藤 真 一 (監査役)	株式会社加藤会計事務所 代表取締役 税理士法人加藤会計事務所 代表社員 カネコ種苗株式会社 社外監査役 公認会計士

(注) 社外役員が役員等を兼職している他の法人等と当行との間には、特筆すべき取引関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
紺 正 行 (取締役)	11年9月 (平成19年6月28日就任)	当期に開催した取締役会 15回の全てに出席して おります。	主に弁護士としての専門性を発揮し、 経営の意思決定の客観性を確保する 観点から、議案の審議等に必要な質 問、発言を適宜行っております。
稲葉 喜子 (取締役)	4年9月 (平成26年6月26日就任)	当期に開催した取締役会 15回の全てに出席して おります。	主に公認会計士としての専門性を発揮 し、経営の意思決定の客観性を確保す る観点から、議案の審議等に必要な質 問、発言を適宜行っております。
安藤震太郎 (監査役)	6年9月 (平成24年6月26日就任)	当期に開催した取締役会 15回の全てに出席、監査 役会15回の全てに出席し ております。	主に会社経営者としての豊富 な経験を活かし、議案の審議 等に必要な質問、発言を適宜 行っております。
加藤 真一 (監査役)	4年9月 (平成26年6月26日就任)	当期に開催した取締役会 15回の全てに出席、監 査役会15回の全てに出 席しております。	主に公認会計士としての専門 的な見地から、議案の審議等 に必要な質問、発言を適宜行 っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

	支給人数 (名)	銀行からの報酬等 (百万円)	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4	19	該当事項はございません

(注) 記載金額は、単位未満の金額を切り捨てて表示しております。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	普通株式	130,000 千株
	第二種優先株式	20,000 千株
発行済株式の総数	普通株式	37,180 千株
	第二種優先株式	7,500 千株

- (注) 1. 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 普通株式の発行済株式総数は、自己株式276千株を含んでおります。
 3. 平成29年6月27日開催の第112期定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会決議により、平成29年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を行うとともに、単元株式数を1,000株から100株とする変更を行っております。

(2) 当年度末株主数

普通株式	13,570 名
第二種優先株式	1 名

(3) 大株主

① 普通株式

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,759 千株	7.47 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	1,508	4.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,408	3.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,328	3.59
東和銀行従業員持株会	941	2.55
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	693	1.87
GOVERNMENT OF NORWAY	689	1.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	677	1.83
遠藤 四郎	636	1.72
JP MORGAN CHASE BANK 385151	434	1.17

- (注) 1. 大株主は、上位10名の状況を表示しております。
 2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を減じた株式数を基準に算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

② 第二種優先株式

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社整理回収機構	7,500 千株	100.00 %

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①名称	第1回株式報酬型新株予約権	2名
	②新株予約権の割当日	平成22年8月3日	
	③新株予約権の数	1,542個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式15,420株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成22年8月4日から 令和17年8月3日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第2回株式報酬型新株予約権	4名
	②新株予約権の割当日	平成23年8月12日	
	③新株予約権の数	1,743個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式17,430株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成23年8月13日から 令和18年8月12日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第3回株式報酬型新株予約権	4名
	②新株予約権の割当日	平成24年8月3日	
	③新株予約権の数	2,481個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式24,810株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成24年8月4日から 令和19年8月3日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第4回株式報酬型新株予約権	4名
	②新株予約権の割当日	平成25年8月2日	
	③新株予約権の数	2,298個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式22,980株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成25年8月3日から 令和20年8月2日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	

	新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を 有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	①名称	第5回株式報酬型新株予約権	4名
	②新株予約権の割当日	平成26年8月6日	
	③新株予約権の数	2,127個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式21,270株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成26年8月7日から 令和21年8月6日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第6回株式報酬型新株予約権	4名
	②新株予約権の割当日	平成27年8月6日	
	③新株予約権の数	1,751個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式17,510株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成27年8月7日から 令和22年8月6日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第7回株式報酬型新株予約権	4名
	②新株予約権の割当日	平成28年8月12日	
	③新株予約権の数	2,508個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式25,080株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成28年8月13日から 令和23年8月12日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第8回株式報酬型新株予約権	4名
	②新株予約権の割当日	平成29年8月10日	
	③新株予約権の数	1,758個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式17,580株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成29年8月11日から 令和24年8月10日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
	①名称	第9回株式報酬型新株予約権	4名
	②新株予約権の割当日	平成30年8月10日	
	③新株予約権の数	1,732個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式17,320株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成30年8月11日から 令和25年8月10日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

(注) 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を交付した者の人数
当 行 の 執 行 役 員	①名称	第9回株式報酬型新株予約権	11名
	②新株予約権の割当日	平成30年8月10日	
	③新株予約権の数	3,215個	
	④目的となる株式の種類及び数	普通株式32,150株	
	⑤新株予約権の行使期間	平成30年8月11日から 令和25年8月10日まで	
	⑥権利行使価額（1株当たり）	1円	
	⑦権利行使についての条件	(注)	
子会社及び子法人等の 会社役員及び使用人	—	—	—

(注) 新株予約権者は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 杉 田 昌 則 指定有限責任社員 吉田波也人	68	—

(注) 1. 当行及び子会社等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額は68百万円であります。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

(2) 責任限定契約

責任限定契約は締結しておりません。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、相当と認めたことから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役が会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

8. 業務の適正を確保する体制及び運用状況の概要

(業務の適正を確保する体制の概要)

(1) 当行の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当行グループの業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役会は、法令等遵守態勢の確立を経営の最重要課題として位置づけ、社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理及びそれを具体的に担保するための態勢を構築し、当行の業務執行を決定し、取締役の職務の執行の監督を行ないます。
- ② 取締役は、業務執行にあたり、善良なる管理者の注意義務及び忠実義務を果たします。
- ③ 取締役は、優れた遵法精神と高い倫理観をもって率先垂範して法令等の遵守に取り組むことといたします。
- ④ 監査役は、取締役会に出席し、必要あるときには意見具申することとしております。
- ⑤ 事業年度毎に、取締役会においてコンプライアンス実践計画を策定するとともに経営方針においてコンプライアンスに関する基本方針を決定しております。
- ⑥ 反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で関係を遮断し、排除するための内部体制を整備しております。
- ⑦ 法令違反行為を防止するため、社内及び社外に通報窓口を設置しております。
- ⑧ 取締役会や監査役会による経営監視、牽制が適切に機能しているかについて、第三者の委員で構成する「外部評価委員会」により評価・助言を得ております。

(2) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書規程に従い適切に保存及び管理しております。

(3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 統一的なリスクの管理体制を確立するために、統合リスク管理規程及びリスク管理の基本方針により、リスクカテゴリー毎の管理部署等を定めるとともに総合企画部をリスク管理統括部署と定め、統合的な管理を行っております。

- ② 監査部は、各リスク管理部署の管理の適切性について、独立した立場から監査を実施しております。
- ③ 大規模災害などの不測の事態を想定した「業務継続計画規程」を策定し、災害等発生時に迅速、適切な措置を講じる体制を構築しております。

(4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役会の下に業務執行機関として常務会を置き、各業務の分掌並びに事案毎の職務執行権限の定めに従って適時・適正な業務執行を行っております。
- ② 取締役会においては、決定する事項及び報告する事項を各々規定しております。
- ③ 監査部は、本部各部の業務運営が本部業務分掌及び職務権限に従って適正に行われるよう、独立した立場から監査を実施しております。

(5) 当行の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役が使用人の職務執行を監督するにあたり、法令等遵守が最優先であることを常に強調し、使用人のコンプライアンス・マインドを涵養いたします。
- ② 法令遵守の手引き（取締役会付議）を策定し、全員に配付するとともに、研修・会議を通じて法令等遵守意識の高揚を図っております。
- ③ 事業年度毎にコンプライアンス実践計画を策定し、法令等遵守態勢の強化を図っております。
- ④ コンプライアンスに関する統括部署としてコンプライアンス統括部を置くとともに、本部各部及び全営業店にコンプライアンス責任者を配置しております。また、本部各セクションの横断的組織として、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する問題が生じた場合の改善を図っており、また、防止策、対応策の検討を行っております。
- ⑤ 反社会的勢力に対する統括部署として、コンプライアンス統括部に反社会的取引監視室を置くとともに、弁護士や警察等の外部専門機関と連携を図り、反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための内部体制を整備しております。
- ⑥ 監査部は、本部各部及び営業店において法令・行内規程を遵守した業務が行われるよう独立した立場から監査を実施しております。
- ⑦ 法令違反行為を防止するため、社内及び社外に通報窓口を設置しております。

(6) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制

- ① 当行の定める子会社等管理規程において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当行への定期的な報告を義務づけるとともに、重要事項等については、事前協議、事前報告を求めています。
- ② 当行において、当行及び子会社の取締役等が出席する子会社情報交換会を年1回開催しており、子会社の取締役（代表者）から、営業状況、決算見込、今後の見通し等について報告を求めています。

(7) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当行の定める子会社等管理規程、リスク管理基本方針に基づき、子会社のリスク管理状況について適切に管理するとともに、業務継続に係る緊急事態が発生した場合の報告体制等を整えております。

- ② 当行の定めるリスク管理基本方針等に準拠し、子会社において「リスク管理規程」を定め、リスクを総合的に管理する体制を整えております。
- ③ 監査部は、当行の定める子会社等管理規程、監査部基本方針等に基づき、子会社に対しても、独立した立場から監査を実施しております。

(8) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当行の取締役会規程に準拠し、子会社において取締役会規程を定め、取締役会にて決定する事項及び報告する事項を各々規定しております。
- ② 当行の定める子会社等管理規程において、子会社の当行に対する事前協議事項、事前報告事項、事後報告事項、緊急報告事項等を規定しております。
- ③ 監査部は、当行の定める子会社等管理規程、監査部基本方針等に基づき、子会社に対しても、独立した立場から監査を実施しております。

(9) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 子会社においても、業務の決定及び執行に関する適正を確保するため、取締役会を設置、監査役を選任しております。
- ② 当行の定める子会社等管理規程に基づき、子会社の重要な業務執行の決定については、当行の所管部署においてその適正について管理するとともに、業務の状況について適時に報告を受けております。
- ③ 監査部は、当行の定める子会社等管理規程、監査部基本方針等に基づき、子会社に対しても、独立した立場から監査を実施しております。
- ④ 当行において、子会社の取締役等に対し、年1回コンプライアンス研修会を実施しており、当行所管部より、個人情報管理、反社会的勢力との関係遮断、利益相反管理他、法令等遵守に係る重要事項について徹底しております。
- ⑤ 当行の定める各種管理規程に準拠し、子会社において「コンプライアンス規程」「個人情報管理規程」「公益通報規程」等を定め、その職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整えております。

(10) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役室を設置し、補助者を配置することとしております。

(11) 当行の監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従うこととしております。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人は、その業務に関し、代表取締役の指揮命令から独立し、その人員・任命・解雇・配転等の人事異動については、予め監査役の同意を得た上で取締役会等が決定することとしております。

(12) 当行の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当行の取締役は監査役との協議により、「業務の適正を確保する体制」に係る当行の取締役及び使用人等の監査役への報告事項等を申し合わせ、適宜必要な報告を行える体制を整えております。

- ② 監査役は取締役会に、常勤監査役はさらに常務会等の経営の重要会議に出席するとともに、支店長会議等の会議・報告会にも出席し、業務執行の決定や状況報告を受ける体制をとっております。
- ③ 当行は、法令違反行為等に関し、当行の取締役及び使用人等が監査役に内部通報できる体制を整えております。

(13) 当行子会社の取締役及び使用人等が当行監査役に報告するための体制

- ① 当行の取締役は監査役との協議により、「業務の適正を確保する体制」に係る子会社の取締役及び使用人等の当行の監査役への報告事項等を申し合わせ、適宜必要な報告を行える体制を整えております。
- ② 当行は、法令違反行為等に関し、子会社等の取締役及び使用人等が監査役に内部通報できる体制を整えております。

(14) 前号の報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行の定める内部通報制度において、当行及び子会社等の報告者が、当該報告等を行ったことにより不利な取扱いを受けないことを規定し、周知徹底しております。

(15) 当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当行は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設けるとともに、必要に応じ、予算外の費用等を支弁する体制を整えております。

(16) その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は取締役会に、常勤監査役はさらに常務会・支店長会議等、経営の重要会議や報告会に出席し、意見具申できることとしております。
- ② 監査役が、当行及び子会社の取締役等との定期的な面談や営業店への臨店を通し、情報の収集や使用人との意思疎通を図ることができるよう体制を整備しております。

(業務の適正を確保する体制の運用状況の概要)

(1) 当行の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当行グループの業務の適正を確保するための体制

全取締役の総意として宣言した、法令等遵守態勢や社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理の確立等を内容とする「取締役業務執行宣言」に基づき、取締役が全員対等な立場で発言し、実質的かつ活発な論議を行うことにより、取締役会を業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督のための開かれた意思決定機関としております。

- ① 監査役は、取締役会に出席し、必要あるときには意見具申することとしており、本事業年度においては、取締役会（本事業年度は15回開催）に出席し、取締役会に対する監督・牽制機能を発揮しております。

- ② 事業年度毎に経営方針、コンプライアンス実践計画を策定（本事業年度は「平成30年度経営方針」「平成30年度コンプライアンス実践計画」）し、当該事業年度に実施する諸施策と併せ、法令等遵守に係る経営姿勢を明確にし、コンプライアンス体制の徹底を図っております。
- ③ 「反社会的勢力に対する基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係遮断を宣言しているほか、「反社会的勢力等との取引防止規程」等に基づき、本事業年度においては、反社会的取引対策委員会を5回開催し、反社会的勢力等に係る対応策等の協議を行うなど、内部管理態勢の強化を図っております。
- ④ 「外部評価委員会規程」等に基づき、社外の有識者（弁護士、公認会計士）で構成された外部評価委員会を、本事業年度において3回開催し、取締役会における意思決定の妥当性や監査役会の取締役会に対する監督・牽制の有効性並びに経営陣及び全行的な法令等遵守の取り組みが適切に機能しているかについて客観的な評価・助言を得ております。

（2）当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書規程」に基づき、取締役会等の議事録や会議資料等の職務執行に係る情報について、適切な保存・管理を実施しております。

（3）当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「統合リスク管理規程」や「リスク管理の基本方針」等に基づき、統合的なリスク管理、カテゴリー毎のリスク管理を実施するとともに、毎月1回資金管理部会（常務会）を開催（本事業年度は12回開催）し、リスク管理に関する諸問題等の討議を行っております。
- ② 「業務継続計画規程」等に基づき、本事業年度においては、安否確認システムを活用した行員の安否確認訓練や本部棟・情報センターにおける自衛消防訓練を実施したほか、システム障害やサイバー攻撃等を想定した訓練を定期的に実施するなど、災害等発生時に迅速、適切な措置を講じられる体制を整えております。
- ③ 監査部は、リスク管理部署も含めた本部各部及び営業店等の業務運営や管理の適切性について、独立した立場から監査を行っており、本事業年度においては、本部延べ12部署、営業店延べ120支店、子会社2社にて監査を実施しております。

（4）当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、「取締役会規程」「常務会規程」等において、取締役会と常務会との適正な業務分掌等についての定めを置いており、意思決定の効率化・迅速化を図っております。本事業年度においては、取締役会を15回、常務会を62回開催しております。

（5）当行の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンスに関する行内ルール等を取りまとめた「法令遵守の手引き」を全行員に配付し、各種研修や会議等での徹底により、行員の法令等遵守意識の高揚を図っております。
- ② 「公益通報規程」に基づき、社内（コンプライアンス統括部）及び社外（顧

問弁護士事務所)に通報窓口を設けるとともに、当行の監査役への通報も同規程の対象とし、法令違反行為の防止に向けた内部通報制度の整備を図っております。

- ③ コンプライアンス基本事項の徹底や事務事故の再発防止態勢の強化、反社会的勢力に対する取り組みの強化等を内容とした「平成30年度コンプライアンス実践計画」を策定・実施し、法令等遵守態勢の強化を図っております。
- ④ 原則毎月1回開催しているコンプライアンス委員会について、本事業年度においては10回開催し、法令等遵守に係る諸問題の解決や改善、対応策等の協議を行っております。

(6) 子会社における業務の適正を確保するための体制

- ① 当行の定める「子会社等管理規程」「リスク管理基本方針」等に基づき、当行への定期的な情報報告や重要事項等の事前協議、事前報告を求めるとともに、子会社のリスク管理状況について適切に監視しております。
- ② 事業年度毎に、当行において、子会社取締役等との情報交換会や子会社取締役等へのコンプライアンス研修を実施（本事業年度は各1回の開催）しております。
- ③ 当行の定める「公益通報規程」において、子会社等の役職員も同規程の対象者（通報者、相談者）に含め、子会社等における法令違反行為の防止に向けた内部通報制度の整備を図っております。

(7) 監査役の監査の実効性を確保するための体制

- ① 監査役の求めに応じ、平成19年11月より監査役室を設置し、専従の補助者1名を配置しております。
- ② 監査役は取締役会（本事業年度は15回開催）に、常勤監査役はさらに常務会（同58回開催）や支店長会議（同3回開催）等、経営の重要会議や報告会に出席し、必要に応じ意見具申するなど、経営陣に対する監督・牽制機能を発揮しております。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はございません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はございません。

11. 会計参与に関する事項

該当事項はございません。

12. その他

特に記すべき事項はございません。

連結貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	166,070	預 金	1,957,497
コールローン及び買入手形	2,086	コールマネー及び売渡手形	27,000
商 品 有 価 証 券	35	借 用 金	163,519
金 銭 の 信 託	9,999	外 国 為 替	32
有 価 証 券	635,904	そ の 他 負 債	8,772
貸 出 金	1,434,002	賞 与 引 当 金	428
外 国 為 替	442	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,385
そ の 他 資 産	29,989	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	2
有 形 固 定 資 産	23,445	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	555
建 物	4,590	偶 発 損 失 引 当 金	591
土 地	16,954	繰 延 税 金 負 債	11
リ ー ス 資 産	71	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,201
その他の有形固定資産	1,829	支 払 承 諾	4,069
無 形 固 定 資 産	1,397	負 債 の 部 合 計	2,167,067
ソ フ ト ウ ェ ア	1,020	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	377	資 本 金	38,653
繰 延 税 金 資 産	550	資 本 剰 余 金	17,500
支 払 承 諾 見 返	4,069	利 益 剰 余 金	64,384
貸 倒 引 当 金	△ 4,964	自 己 株 式	△ 272
		株 主 資 本 合 計	120,265
		その他有価証券評価差額金	11,690
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,427
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	864
		その他の包括利益累計額合計	14,981
		新 株 予 約 権	294
		非 支 配 株 主 持 分	418
		純 資 産 の 部 合 計	135,959
資 産 の 部 合 計	2,303,026	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,303,026

連結損益計算書

(平成30年4月1日から
平成31年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		37,284
資 金 運 用 収 益	25,237	
貸 出 金 利 息	19,782	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	5,295	
コールローン利息及び買入手形利息	44	
預 け 金 利 息	75	
そ の 他 の 受 入 利 息	39	
役 務 取 引 等 収 益	6,654	
そ の 他 業 務 収 益	156	
そ の 他 経 常 収 益	5,236	
償 却 債 権 取 立 益	411	
そ の 他 の 経 常 収 益	4,824	
経 常 費 用		31,362
資 金 調 達 費 用	323	
預 金 利 息	314	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△ 21	
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	0	
借 用 金 利 息	30	
そ の 他 の 支 払 利 息	0	
役 務 取 引 等 費 用	4,104	
そ の 他 業 務 費 用	240	
営 業 経 費 用	20,860	
そ の 他 経 常 費 用	5,833	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	55	
そ の 他 の 経 常 費 用	5,778	
経 常 利 益		5,921
特 別 利 益		467
固 定 資 産 処 分 益	467	
特 別 損 失		155
固 定 資 産 処 分 損 失	43	
減 損 損 失	112	
税金等調整前当期純利益		6,233
法人税、住民税及び事業税	1,560	
法人税等調整額	△ 141	
法人税等合計		1,418
当期純利益		4,814
非支配株主に帰属する当期純利益		17
親会社株主に帰属する当期純利益		4,797

(平成30年4月1日から
平成31年3月31日まで)

連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
1 当期首残高	38,653	31,155	69,562	△ 290	139,081
2 当期変動額					
3 剰余金の配当	—	—	△ 1,553	—	△ 1,553
4 親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	4,797	—	4,797
5 自己株式の処分	—	△ 0	—	19	19
6 自己株式の消却	—	△ 22,744	—	22,744	—
7 自己株式の取得	—	—	—	△ 22,745	△ 22,745
8 土地再評価差額金の取崩	—	—	666	—	666
9 利益剰余金から資本剰 余金への振替	—	9,088	△ 9,088	—	—
10 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
11 当期変動額合計	—	△ 13,655	△ 5,178	17	△ 18,816
12 当期末残高	38,653	17,500	64,384	△ 272	120,265
	1	2	3	4	5

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	土地再評 価差額金	退職給付 に係る調 整累計額	その他の包 括利益累計 額合計			
1 当期首残高	12,350	3,093	1,382	16,826	255	403	156,566
2 当期変動額							
3 剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△ 1,553
4 親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—	—	—	4,797
5 自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	19
6 自己株式の消却	—	—	—	—	—	—	—
7 自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△ 22,745
8 土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	666
9 利益剰余金から資本剰 余金への振替	—	—	—	—	—	—	—
10 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 660	△ 666	△ 518	△ 1,844	39	14	△ 1,790
11 当期変動額合計	△ 660	△ 666	△ 518	△ 1,844	39	14	△ 20,607
12 当期末残高	11,690	2,427	864	14,981	294	418	135,959
	6	7	8	9	10	11	12

第114期末(平成31年3月31日現在)貸借対照表

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現 金 預 け	金	166,022	預 金	金	1,960,209
現 金	金	38,656	当 座 預 金	金	64,381
預 け 金	金	127,365	普 通 預 金	金	832,666
コ ー ル ポ ー	ン	2,086	貯 蓄 預 金	金	12,772
商 品 有 価 証 券		35	通 知 預 金	金	6,916
商 品 国 債	債	3	定 期 預 金	金	1,000,671
商 品 地 方 債	債	31	定 期 積 金	金	21,910
金 銭 の 信 託		9,999	そ の 他 の 預 金	金	20,890
有 価 証 券		636,839	コ ー ル マ ネ ー		27,000
国 債	債	105,105	借 用 金	金	158,129
地 方 債	債	120,102	借 入 金	金	158,129
社 債	債	211,521	外 国 為 替		32
株 式	式	13,604	売 渡 外 国 為 替		19
そ の 他 の 証 券		186,505	未 払 外 国 為 替		13
貸 出 金		1,436,530	そ の 他 の 負 債		6,500
割 引 手 形	形	8,457	未 決 済 為 替 借		173
手 形 貸 付	付	86,101	未 払 法 人 税 等		175
証 書 貸 付	付	1,206,328	未 払 費 用		1,471
当 座 貸 越	越	135,642	前 受 収 益		627
外 国 為 替		442	給 付 補 填 備 金	金	2
外 国 他 店 預 け	け	280	金 融 派 生 商 品		2
買 入 外 国 為 替		45	リ ー ス 債		605
取 立 外 国 為 替		116	資 産 除 去 債 務		315
そ の 他 の 資 産		19,861	そ の 他 の 負 債		3,126
未 決 済 為 替 貸		91	賞 与 引 当 金	金	420
未 収 収 益		2,005	退 職 給 付 引 当 金	金	3,597
金 融 派 生 商 品		3	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	金	555
そ の 他 の 資 産		17,761	偶 発 損 失 引 当 金	金	591
有 形 固 定 資 産		23,512	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債		2,201
建 物	物	4,587	支 払 承 諾		4,069
土 地	地	16,954	負 債 の 部 合 計		2,163,306
リ ー ス 資 産	産	564	(純資産の部)		
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	産	1,405	資 本	金	38,653
無 形 固 定 資 産	産	1,344	資 本 剰 余 金	金	17,500
ソ フ ト ウ ェ ア		966	資 本 準 備 金	金	17,500
リ ー ス 資 産	産	3	利 益 剰 余 金	金	63,752
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	産	374	利 益 準 備 金	金	2,262
繰 延 税 金 資 産	産	927	そ の 他 利 益 剰 余 金	金	61,489
支 払 承 諾 見 返		4,069	繰 越 利 益 剰 余 金	金	61,489
貸 倒 引 当 金	金	△ 4,318	自 己 株 式		△ 272
			株 主 資 本 合 計		119,633
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	金	11,689
			土 地 再 評 価 差 額 金	金	2,427
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	金	14,116
			新 株 予 約 権	権	294
			純 資 産 の 部 合 計		134,045
資 産 の 部 合 計		2,297,351	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		2,297,351

第114期 (平成30年4月 1 日から 平成31年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		34,385
資 金 運 用 収 益	25,979	
貸 出 金 利 息	19,814	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	6,005	
コ ー ル ロ ー ン 利 息	44	
預 け 金 利 息	75	
そ の 他 の 受 入 利 息	39	
役 務 取 引 等 収 益	5,996	
受 入 為 替 手 数 料	1,478	
そ の 他 の 役 務 収 益	4,517	
そ の 他 業 務 収 益	156	
外 国 為 替 売 買 益	103	
商 品 有 価 証 券 売 買 益	0	
国 債 等 債 券 売 却 益	53	
そ の 他 経 常 収 益	2,254	
償 却 債 権 取 立 益	361	
株 式 等 売 却 益	752	
金 銭 の 信 託 運 用 益	9	
そ の 他 の 経 常 収 益	1,130	
経 常 費 用		27,887
資 金 調 達 費 用	331	
預 金 利 息	314	
コ ー ル マ ネ ー 利 息	△ 21	
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	0	
そ の 他 の 支 払 利 息	38	
役 務 取 引 等 費 用	3,876	
支 払 為 替 手 数 料	317	
そ の 他 の 役 務 費 用	3,559	
そ の 他 業 務 費 用	240	
国 債 等 債 券 売 却 損	240	
そ の 他 の 業 務 費 用	0	
営 業 経 常 費 用	20,248	
そ の 他 経 常 費 用	3,189	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	19	
貸 出 金 償 却	2,380	
株 式 等 償 却	70	
そ の 他 の 経 常 費 用	718	
経 常 利 益		6,498
特 別 資 産 処 分 益	467	467
特 別 損 失		155
固 定 資 産 処 分 損	42	
減 損	112	
税 引 前 当 期 純 利 益		6,810
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,557	
法 人 税 等 調 整 額	△ 139	
法 人 税 等 合 計		1,417
当 期 純 利 益		5,393

第114期 (平成30年4月 1日から平成31年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

		株 主 資 本								
		資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
			資 本 準 備 金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利 益 準 備 金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金			利益剰余金 合計
1	当期首残高	38,653	17,500	13,655	31,155	1,952	66,383	68,335	△ 290	137,854
2	当期変動額									
3	剰余金の配当	－	－	－	－	－	△ 1,553	△ 1,553	－	△ 1,553
4	利益準備金の積立	－	－	－	－	310	△ 310	－	－	－
5	当期純利益	－	－	－	－	－	5,393	5,393	－	5,393
6	自己株式の処分	－	－	△ 0	△ 0	－	－	－	19	19
7	自己株式の消却	－	－	△ 22,744	△ 22,744	－	－	－	22,744	－
8	自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	△ 22,745	△ 22,745
9	土地再評価差額金の取崩	－	－	－	－	－	666	666	－	666
10	利益剰余金から資本剰余金への振替	－	－	9,088	9,088	－	△ 9,088	△ 9,088	－	－
11	株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
12	当期変動額合計	－	－	△ 13,655	△ 13,655	310	△ 4,893	△ 4,582	17	△ 18,220
13	当期末残高	38,653	17,500	－	17,500	2,262	61,489	63,752	△ 272	119,633
		1	2	3	4	5	6	7	8	9

(単位：百万円)

		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
		その他有価証 券評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
1	当期首残高	12,350	3,093	15,444	255	153,554
2	当期変動額					
3	剰余金の配当	－	－	－	－	△ 1,553
4	利益準備金の積立	－	－	－	－	－
5	当期純利益	－	－	－	－	5,393
6	自己株式の処分	－	－	－	－	19
7	自己株式の消却	－	－	－	－	－
8	自己株式の取得	－	－	－	－	△ 22,745
9	土地再評価差額金の取崩	－	－	－	－	666
10	利益剰余金から資本剰余金への振替	－	－	－	－	－
11	株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 661	△ 666	△ 1,327	39	△ 1,288
12	当期変動額合計	△ 661	△ 666	△ 1,327	39	△ 19,508
13	当期末残高	11,689	2,427	14,116	294	134,045
		10	11	12	13	14

独立監査人の監査報告書

令和元年5月7日

株式会社 東和銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 杉田昌則 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田波也人 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東和銀行の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東和銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

令和元年 5 月 7 日

株式会社 東和銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 杉 田 昌 則 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉 田 波 也 人 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東和銀行の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第114期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年5月8日

株式会社 東和銀行 監査役会

常勤監査役 加 辺 秀 雄 ㊞

常勤監査役 関 根 正 裕 ㊞

監 査 役 安 藤 震太郎 ㊞

監 査 役 加 藤 真 一 ㊞

(注) 監査役安藤震太郎及び監査役加藤真一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

剰余金の配当（第114期期末配当）に関する事項

剰余金の配当につきましては、業績の動向や経営環境の変化などに留意しつつ、安定的な配当をとおして、株主の皆さまへの総合的な利益還元を行うことを基本としております。

こうしたなか、平成30年度決算において利益計画を達成したことや、平成30年5月11日に公的資金に係る第二種優先株式（以下「優先株式」という。）350億円のうち200億円を返済したことにより、今後の優先株式に係る配当負担が軽減されたことから、株主の皆さまの日ごろのご支援にお応えするため、普通株式の期末配当金を1株当たり10円増配し、1株当たり40円といたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

(1) 普通株式1株につき 金40円

その総額 1,476,157,080円

(2) 第二種優先株式1株につき 金25.72円

その総額 192,900,000円

なお、普通株式及び第二種優先株式の配当総額は、1,669,057,080円となります。

(参考)

- ・第二種優先株式は、1株当たりの発行価格が200円(※1)であり、平成30年度における1株当たりの配当金は、上記200円(※1)に配当年率1.286%(※2)を乗じた金額となっております。

※1 平成29年10月1日付で第二種優先株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、1株当たりの発行価格を2,000円として算出しております。

※2 平成30年度の配当年率は、平成30年4月2日における日本円TIBOR12ヵ月物(0.13636%)に1.15%を加えた率を適用しております。

3. 剰余金の配当が効力を生ずる日

令和元年6月27日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また、社外取締役紺正行氏及び稲葉喜子氏が退任いたします。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、1名増員し、社外取締役2名を含め、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者とした7名の選定につきましては、コーポレートガバナンスの充実を図るため、社外取締役及び代表権のある取締役で構成された指名報酬委員会での審議のうえ、経営陣及び全行的な法令等遵守の取り組みが適切に機能しているか客観的に評価・助言することを目的に設置した、外部の弁護士等からなる外部評価委員会から、人選は適切である旨の評価を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当行株式の 種類及び数
1	よし なが くに みつ 吉 永 國 光 (昭和20年11月20日生)	平成17年6月 当行入行 専務取締役 平成18年6月 代表取締役副頭取 平成19年5月 代表取締役頭取 平成22年6月 代表取締役頭取執行役員 現在に至る	普通株式 29,700株
	(取締役候補者の選任理由) 財務・金融行政に従事し、欧州復興開発銀行・国際協力機構の理事を務めるなど、国内外での豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、平成17年6月から専務取締役、平成18年6月から代表取締役副頭取、平成19年5月から代表取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者いたしました。		
2	おお さわ きよ み 大 澤 清 美 (昭和28年5月7日生)	昭和52年4月 当行入行 平成18年3月 法務室長 平成19年6月 コンプライアンス統括部長 平成20年6月 監査部長 平成22年6月 執行役員監査部長 平成22年10月 執行役員人事部長 平成24年6月 常務執行役員 平成25年6月 取締役常務執行役員 平成27年6月 取締役専務執行役員 平成28年6月 代表取締役副頭取執行役員 現在に至る 担当 人事総務部、職員研修所、コンプライアンス統括部、監査部、証券業務（内部管理統括責任者）	普通株式 15,020株
	(取締役候補者の選任理由) 監査部門のほか、コンプライアンス部門、事務部門、人事部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、平成25年6月から取締役、平成28年6月から代表取締役副頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者いたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当行株式の 種類及び数
3	え ばら ひろし 江 原 洋 (昭和31年4月16日生)	昭和55年4月 当行入行 平成19年7月 秘書室副部長 平成21年2月 川越支店長 平成23年6月 執行役員高崎営業本部長兼 高崎支店長 平成25年6月 常務執行役員高崎営業本部長兼 高崎支店長 平成26年6月 取締役常務執行役員 平成29年6月 取締役専務執行役員 現在に至る 担当 総合企画部、東和銀行経済研究所、審査部、審査管理部	普通株式 14,000株
(取締役候補者の選任理由) 総合企画部門のほか、リスク管理部門、審査部門、財務経理部門、総務部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、さらに高崎営業本部長兼高崎支店長、川越支店長を務めるなど現場感覚に優れ、銀行業務に精通しております。また、平成26年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者といたしました。			
4	さくら い ひろ ゆき 櫻 井 裕 之 (昭和32年12月26日生)	昭和55年4月 当行入行 平成19年6月 総合企画部副部長 平成20年6月 審査部長 平成21年10月 総合企画部長 平成23年6月 執行役員総合企画部長 平成25年6月 常務執行役員東京支店長兼 東京事務所長 平成26年6月 取締役常務執行役員 平成29年6月 取締役専務執行役員 現在に至る 担当 リレーションシップバンキング推進部、 リレーションシップバンキング戦略部、 お客様資産形成部	普通株式 12,800株
(取締役候補者の選任理由) 営業推進部門のほか、総合企画部門、審査部門、総務部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、さらに東京支店長を務めるなど現場感覚に優れ、銀行業務に精通しております。また、平成26年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者といたしました。			
5	※ きた づめ いさお 北 爪 功 (昭和39年7月16日生)	昭和62年4月 当行入行 平成20年10月 箆原支店長 平成25年4月 伊勢崎営業本部長兼伊勢崎支店長 平成28年4月 執行役員伊勢崎営業本部長兼 伊勢崎支店長 平成28年6月 執行役員リレーションシップバン キング推進部長 現在に至る	普通株式 3,900株
(取締役候補者の選任理由) 箆原支店長、伊勢崎支店長を務めるなど現場感覚に優れ、リレーションシップバンキング部門に携わるなど、豊富な業務経験を有しております。また、平成28年4月より執行役員として、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験・知見を活かすことにより、当行の経営に貢献することができる人物と判断し、取締役候補といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当行株式の 種類及び数
6	※ みず ぐち たけし 水 口 剛 (昭和37年1月14日生)	昭和59年4月 ニチメン株式会社入社 平成元年10月 英和監査法人入所 平成2年9月 TAC株式会社入社 平成9年4月 高崎経済大学経済学部講師就任 平成12年4月 高崎経済大学経済学部准教授就任 平成13年10月 明治大学より博士(経営学)授与 平成20年4月 高崎経済大学経済学部教授就任 (現任) 平成29年4月 高崎経済大学副学長・理事就任(現任) 現在に至る	—
	(社外取締役候補者の選任理由) 高崎経済大学の副学長を勤めており、責任投資、E S G (環境・社会・コーポレートガバナンス) 投資等を主な研究分野とし、環境省グリーンボンド検討会座長、E S G 金融懇談会委員を歴任するなど、豊富な経験と幅広い識見を有しております。こうした専門的な経験や知見を社外取締役として当行の経営に活かすことができる人物と判断し、取締役候補者といたしました。		
7	※ おお にし り か こ 大 西 利佳子 (昭和49年6月16日生)	平成9年4月 株式会社日本長期信用銀行入行 (現 株式会社新生銀行) 平成14年1月 株式会社トムボーイ代表取締役就任 (株式会社コトラに吸収合併) 平成14年10月 株式会社コトラ 代表取締役就任(現任) 平成29年3月 株式会社ベルパーク 社外取締役就任(現任) 現在に至る	—
	(社外取締役候補者の選任理由) プロフェッショナル人材紹介会社の経営者として、金融機関やコンサルティング会社へのプロ人材の紹介、および事業会社経営層の人材評価、採用戦略など豊富な経験と幅広い識見を有しております。こうした専門的な経験や知見を社外取締役として当行の経営に活かすことができる人物と判断し、取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. ※の候補者は新任候補者であります。
2. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
3. 水口剛氏、大西利佳子氏は社外取締役候補者であります。
4. 水口剛氏、大西利佳子氏の選任が承認された場合、当行は水口剛氏、大西利佳子氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
5. 水口剛氏、大西利佳子氏の選任が承認された場合は、当行は2名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第 3 号議案 補欠監査役 1 名選任の件

法令に定める監査役（社外監査役を含む）の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第 3 項の規定に基づき、予め補欠監査役 1 名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、補欠監査役候補者の選定につきましては、外部評価委員会から、人選は適切である旨の評価を受けております。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

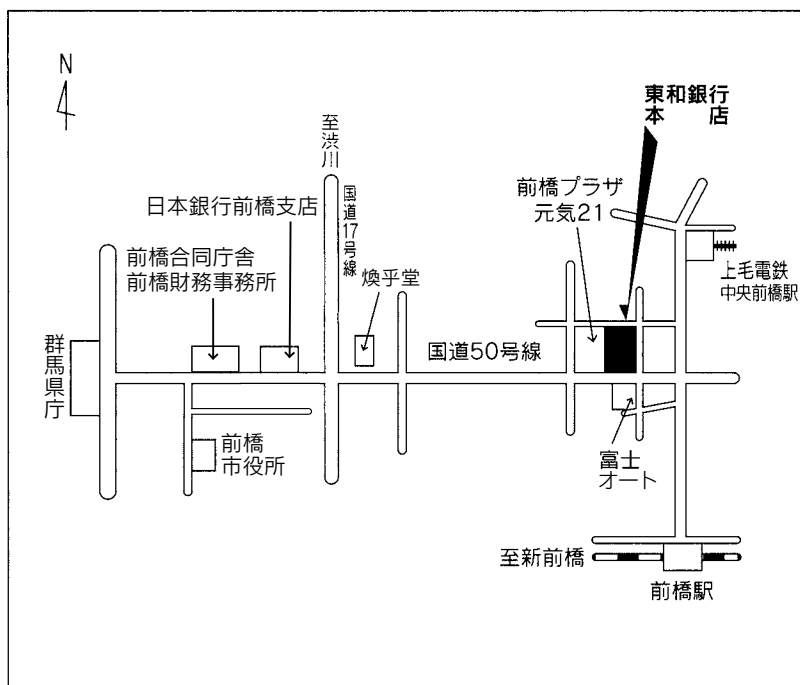
氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 する 当行株式の 種類及び数
はん ば しゅう 半 場 秀 (昭和40年8月21日生)	平成 5 年 4 月 第一東京弁護士会登録 平成 5 年 4 月 岩田合同法律事務所入所 平成16年 2 月 米国ニューヨーク州弁護士登録 平成22年 3 月 キャタピラー・ジャパン株式会社 社外監査役 平成22年 6 月 SMBC債権回収株式会社 社外取締役 平成22年 8 月 島田法律事務所入所（現任） 平成24年 3 月 昭栄株式会社 社外取締役 平成24年 6 月 当行補欠監査役（現任） 現在に至る	—
(補欠監査役候補者の選任理由) 弁護士として法曹界における豊富な経験と幅広い識見を有しております。こうした経験や識見を当行の経営の監査に活かしていただくため、補欠監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 半場秀氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 半場秀氏が監査役に就任した場合、当行は同氏との間で、会社法第427条第 1 項に基づき、同法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第 1 項に定める最低責任限度額となります。

メ モ

株主総会会場ご案内図

株主総会は東和銀行本店 2 階大会議室で開催いたしますので、ご出席の際は下記の案内図をご参照ください。



所在地 前橋市本町二丁目12番6号

J R 前橋駅より徒歩15分

電話番号 027-234-1111 (代)